

江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画
「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 江南区内に在住する18歳以上の者
- (2) 本市の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員、本市議会議員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、電話番号、応募動機、活動歴を記載したものに作文を添えて、直接持参、郵送、ファックス、E-mailにより応募するものとする。

2 応募を受付けた場合は、応募者に対し、適宜の方法により受付確認の連絡をするものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 江南区地域福祉計画・江南区地域福祉活動計画「江南区ふれあい・ささえあいプラン」推進委員会委員長
- (2) 江南区健康福祉課長
- (3) 江南区社会福祉協議会事務局長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文等を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は平成25年2月1日より施行する。

附 則

この要領は平成29年1月12日より施行する。

附則

この要領は平成31年2月1日より施行する。